

第1章 平成21年度事業の概要

・目的

平成21年度の交通事故死者数は4,914人であり、最悪の状況であった昭和45年の16,765人の3分の1以下にまで減少した。また、死傷者数及び交通事故発生件数も、それぞれ91万5,029人及び73万6,688件となり、交通事故死者数と同様に減少傾向にある。しかし、交通事故死者数では、65歳以上の高齢者が約半数を占めているほか、飲酒運転に起因する交通事故も後を絶たないなど、交通事故の状況は依然として厳しいものといえる。

そこで、内閣府では、毎年多くの交通事故被害者等（交通事故により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。以下同じ。）が生じている現状に鑑み、平成17年4月の犯罪被害者等基本法の施行や平成18年3月に決定された第8次交通安全基本計画においても被害者支援を重要施策として掲げ、引き続き交通事故被害者支援の充実・強化を積極的に推進していくこととしている。

これまでに内閣府では、平成15年度からの5年間に、交通事故被害者支援の高度化を図り、国民が互いに支え合い、安全で安心な交通社会を形成することを目的に「交通事故被害者支援事業」及び「交通事故被害者サポート事業」を実施してきたところである。この事業では、研修教材等開発事業として支援担当者が交通事故被害者等に対して適切な対応を取ることを目的とした支援担当者用マニュアル、交通事故被害者等に接する機会のある関係機関に被害者の受ける精神的影響とその対応について広く理解していただくことを目的とした支援担当者用マニュアルダイジェスト版とビデオ、交通事故被害者等が精神的被害から立ち直る手段として有効な自助グループの立ち上げと定着を目的とした自助グループ支援マニュアルと、精神面からの対処法を表したマニュアルとビデオをそれぞれ作成した。また、自助グループの立ち上げ要望のある地域において、自助グループ立ち上げを支援したほか、平成18年度からは、交通事故被害者等に接する立場にある者の資質を向上させることを目的として各種相談窓口等意見交換会を続けているところである。

本年度は、

平成20年度に実施した自助グループの活動実態に関する調査（以下「自助グループ活動実態把握調査」という。）を詳細に検討し、自助グループ活動の効果及び課題を明らかにするとともに、今後の方向性についての取りまとめを行う。

自助グループ間の連携を促し、自助グループ活動を支援する効果が期待される自助グループ連絡会議を開催する。

交通事故被害者等が心のケアの必要性に気付くことの困難さを解消するためのリーフレットを作成し、交通事故相談所を始め関係機関・団体に配付する。

自助グループ、交通事故相談所、被害者支援センター等の関係団体間での連携強化を図り、自助グループ活動を支援する効果が期待される各種相談窓口等意見交換会を開催する。

交通事故被害者の子弟に対する支援の実態に関するヒアリング調査を実施することで、交通事故被害者等が深い悲しみや辛い体験から立ち直り、回復に向けて再び歩み出すことができるような土壌を醸成し、被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

・事業の概要

平成21年度においては、以下の事業を行った。

交通事故被害者サポート事業検討会の設置・運営

被害者学、心理学、被害者支援、遺族心理に関する有識者等計5名以上からなる交通事故被害者サポート事業検討会を設置し、今年度の実施方針、実施方法、事業総括等について議論するため、3回の検討会を実施した。

自助グループ活動実態把握調査結果の検討及び今後の方向性についての取りま自助グループ活動実態把握調査の結果について詳細な検討を行い、自助グループ活動の効用及び課題並びに今後の方向性を明らかにした。

自助グループ連絡会議

自助グループ間の連携を促し、自助グループ活動を支援する効果が期待される自助グループ連絡会議（以下「連絡会議」という。）を、これまでに本事業において自助グループの立ち上げを支援した6カ所のうち、秋田、長崎、茨城、石川、愛知の5カ所を含め、全国の自助グループから出席した代表者により2日間東京で開催した。

連絡会議は、自助グループの必要性の再確認に係る講演、自助グループを取り巻く環境に係る講演、自助グループの取組に係る情報交換、遺族の心理的症狀と治療に向けた取組に係る講演及びグループワークその他必要なプログラムを通じて、「被害者の回復のための自助グループ活動」を支援することを目的としている。

第1日目は、内閣府による自助グループ実態把握調査で実施したアンケート結果の報告、各支援センターからの報告及びグループ討議を実施した。第2日目は、ネットワークにおける自助グループ活動の意義、自助グループに参加する意義と支援センターに希望すること及び最新の法制度についての情報交換を実施した。詳細については、「第2章自助グループ連絡会議」のとおりである。

リーフレットの作成・配布

交通事故被害者等は、交通事故による被害を被った後、刑事手続及び民事手続の対応に追われることから、交通事故相談所等の各種相談窓口を訪問する場合がある。交通事故被害者等が交通事故により被った深い悲しみや辛い体験から立ち直るためには、交通事故被害者等の心のケアが必要であるが、刑事手続や民事手続への対応が落ち着く時期には、各種相談窓口を訪問する機会が極めて少なくなるため、心のケアの必要性に気付くことが困難になる。こうした交通事故被害者等の心のケアの必要性に気付くことの困難さを解消するため、交通事故相談所等の各種相談窓口の担当者に対し、刑事手続及び民事手続の概要とともに、交通事故被害者等の心のケアの必要性に係る意識付けを図るためのリーフレットを作成することを目的として、「交通事故の被害者とそのご遺族・ご家族の皆さんへ ～ こころのケアのために ～」を20,000部作成し、全国の交通事故相談所、精神保健福祉センター及び特定非営利活動法人全国犯罪被害者ネットワーク加盟組織に対して配付した。

各種相談窓口等意見交換会

自助グループ、交通事故相談所、被害者支援センター等の関係団体間での連携強化を図り、自助グループ活動を支援する効果が期待される各種相談窓口等意見交換会（以下「意見交換会」という。）を、福井、岩手、広島、大分、栃木、和歌山の各被害者支援センター及び自助グループの代表者並びに交通事故相談員等により開催した。

意見交換会は、講演及び意見交換会を通じ、自助グループ、交通事故相談所及び関係団体等交通事故被害に係る関係者の連携を強化し、意思の疎通を図り、「被害者の回復のための自助グループ活動」を支援することを目的としている。

交通事故被害者の子弟に対する支援の実態に関する調査

交通事故被害者の子弟が交通事故により被った精神的影響やその回復への課題を明らかにし、当該子弟に対する交通事故被害者支援の在り方等を検討することができるようにするための資料を収集することを目的とする。

調査協力者は、非営利特定法人全国被害者支援ネットワークに加盟する被害者支援センターが支援している子弟、各地の被害者支援センターが把握している子弟、その他民間被害者団体が支援し、又は当該団体に所属する子弟及び検討会が推薦する子弟のうち、交通事故発生当時に成人ではなかった者であって、調査実施時点において、高校を卒業した者又は満16歳を超えた者及び子弟の保護者のうち、調査の趣旨及び内容を理解し、協力する意思を示したものから15名を選定し、調査を実施した。